

農業委員会だより

第 8 号

発行日：平成29年10月1日

発行：大町市農業委員会

編集：農業委員会だより

編集委員会

大町市大町 3887

TEL 22-0420

OMACHI

大町市



たわわに実ったリンゴ園より北アルプスを望む（常盤地区）

秋に染まるにつれ食卓を賑わすリンゴ。

リンゴ三兄弟（秋映、シナノスイート、シナノゴールド）からサンふじへバトンタッチされます。リンゴは「1日1個で医者いらず」と言われている果物です。

毎日食べて、「健康長寿日本一」を目指しましょう。

農業委員会研修視察報告

農業委員 荒井 正規



究してきた結果、法人組織経営にすることが最善と判断し経営面積を10haに拡大、2015年2月17日「もりやま園株式会社」を設立しました。

今年の農業委員研修視察は、8月21日～23日（二泊三日）の日程で実施され、青森県弘前市のリングゴ農家「もりやま園株式会社」を訪問してきました。

この地域はリングゴ栽培発祥の地とされ、森山聡彦さん宅は明治中期より先祖代々8・7haのリングゴ畑を受け継ぎ経営してきたとのこと。標準経営面積の6倍もの面積を家族で経営してきたのですが、近年は担い手不足の問題が生じ、その解決策を農家目線で研

経営目標として「ITを駆使して儲かる農業を実現する」を掲げて手作業の多いリングゴ栽培の作業データ等を分析するため園内を14区画に分け、リングゴの樹一本一本にバーコードを記した「ツリータグ」を吊り下げ、樹の品種・場所が誰でもわかるようにして、業者はスマートフォンでバーコードを読ませて作業と作業時間を記録する独自方式ADAMを実施して栽培管理の徹底を図っています。



そして、蓄積したデータを解析した結果、年間作業

時間の約40パーセントを剪定・摘果作業が占めており、この作業は最も労働生産性の低い作業に分類されることが解ったため、このすべて捨てる無駄な作業を有効化する手法として、剪定で出た枝36tを粉碎してキノコの培地として再利用し、キノコ業者とは競合しない「きくらげ」の栽培を行っています。それに加えて摘果で出たリングゴはシードルとして製品化して販売、現在シードル工場を建設中で9月末には完成するとのことでした。

次に課題である長時間の葉むしり作業では、葉むしりによる着色リングゴの価格が作業に見合った価格にならないため、葉むしりをやめてその作業時間を他の作業に充てるとのこと。そして、森山さんは環境保全農業にも取り組んでおり、従来の農薬だけに頼らず、天敵の保護、病害虫の住みにくい環境づくりを努め、減農薬と病害虫の防除とを両立し青森県特別裁

培農産物認証園（農薬5割減、化学肥料不使用）にも指定され、味と価値観、中身で勝負するリングゴ農家として国内はもとより、海外進出も視野に取り組んでいます。

今後は、キノコ栽培など複合経営と干しリングゴの製品化と普及など6次産業化によりブランド化をはかり、年間の労働時間と収入の変動を平準化し、通年販売によって安定収入を確保する。将来は弘前市の面積の16パーセントを占めるリングゴ畑を成長産業に変えて、弘前市への移住者を促進していきたいと熱く抱負を語ってくれました。

今回、農業委員会としては初めてのリングゴ農家の視察でしたが、森山さんの手法を稲作農家の作業分析に置き換え考えてみると、今までと全く発想の違う稲作農家経営のアイデアが浮かんでくるかもしれないヒントと希望を与えてくれる、大変有意義な研修視察となりました。

農業者年金

安心で豊かな老後のため、
農業者年金に加入しませんか！

老後の備えは
万全ですか？

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。
・60歳未満の方・年間60日以上農業に従事・国民年金第1号被保険者
※詳しくは市農業委員会事務局にお気軽にお問い合わせください。

「信州あずみ野特選栗」の成長と今後を見つめて

農業振興部会会長 伊藤 宏昭

平成26年より遊休農地解消に向けて、解消作物の研究、検討の末、農業委員の有志を中心に信州あずみ野特選栗大町市生産組合（組合長 宮田哲二）が発足しました。

発足から二年、現在組合員数十八名、総定植面積2.5ha、総定植数450本が組合員の手で栽培されています。本格的な出荷は二〜三年ほど先になります。消費者・実需者が求めています。高付加価値栗の生産に向けて肥培管理や技術的工夫が成されており凍害による枯れ問題は少しあります。全体的には順調な生育状況であります。

組合の理念であります遊休農地、耕作放棄地の解消と農地の有効活用による農業所得の拡大を基に、信州あずみ野特選栗の産地として、地域ブランドの確立と6次産業化も視野にいれ取

り組んでいるところであります。

栽培につきましては、栗の木を低く育てる低樹高栽培、樹高3・5mで栽培技術は確立しており、管理作業も低いところで行うことから高齢者、女性にも作業可能な労働生産性の高い作物であります。

高級栗菓子の材料として50tの引き合いがあり、出荷販売先の確保はできておりますので、有利販売を前提とした栗栽培の拡大が可能であります。現在、安曇野市においても7haの植栽計画が出来上がり、信州あずみ野特選栗あずみ生産グループが発足しております。

今後は、栽培面積30ha、生産量50tを目標にして、あずみ生産グループと連携して生産、販売出荷体系の一元化を図り栗の一大産地を現実にする事で、安定し

た農業所得の拡大、雇用促進、遊休農地、荒廃農地の解消にむけて、有効な対策になると考えております。

栗栽培に興味や希望のある方は、農林水産課内大町市農業推進支援センター又は地元担当の農業委員にご連絡いただきたいと思います。



大町市農業委員会では毎年8月から9月末までの2か月間、管内のすべての農地を対象に、農地の利用状況を調査するための農地パトロールを実施しております。

この農地パトロールは農地法第30条に基づいて実施するもので、地域の農地利用の確認をし、遊休農地の実態把握と発生防止および解消、違法転用、無断転用の発生防止と早期発見等を主な目的として実施してお

ります。

現在は全国の農地の情報を公開することを目的とした、「全国農地ナビ」がインターネット上で稼働中であり、農地パトロールによつて得られる正確な情報を反映させることが大変重要となっております。今年度の農地パトロールは7月末に調査員である農業委員が一同に集まり計画を立案し、各農業委員の担当調査地区を定め、一筆ごとに昨年度の現況と違いはないかどうか、この8月から調査を行っております。

地域は常盤の西山地区ですが、山際では、遊休農地になりかけている農地が何箇所も見られ、地権者に対し、保全管理指導を行うとともに、後継者対策および借受者の新規開拓対応の協議等に努めています。

農業委員会では、農地パトロールによる農地の利用の状況についての結果を総会等で報告、協議を行い、主たる業務である担い手への農地利用の集積と集約化、遊休農地の発生防止と解消に努め、農地等の利用の最適化の推進を積極的に行うことが重要であると考えております。



農業委員会等に関する法律 (農業委員会法)の改正について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布されたことに伴い、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

主な改正内容は次のとおりです。

■ 農業委員会の役割の重点化

従来の農地法に基づく権利移動等についての許可業務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」として、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規農業参入の促進などに取り組んでいくことが義務づけられました。

■ 農業委員の選出方法の変更

これまでの選挙と農業協同組合などの団体推薦による選任方法を改め、市長が市議会の同意を得て任命する方法に改められました。また、改正に伴い農業委員の定数も変更されます。

■ 農地利用最適化推進委員の新設

農業委員とは別に、各地域において農地等の利用の最適化の推進のため、現場活動を主体に行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになりました。

■ 経過措置

改正法は、既に平成28年4月から施行されていますが、現在の当市の農業委員は、平成30年4月8日の任期まで業務を行い、任期満了日の翌日、平成30年4月9日から新しい体制へ移行します。

今後、新制度への移行に向けて、委員定数や具体的な選任方法などについて決まり次第、市ホームページおよび市広報誌でお知らせいたします。

なお、委員の選出方法が変更になったため、これまで行っていた農業委員選挙の選挙人名簿の申請は不要となりました。

編集後記

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たな大町市農業委員会の組織体制づくりに向けた手続きが進められています。

私たち農業委員の任期も来年4月までとなり、残りの任期を農業委員会の担う役割をしっかりと見極め、積極的な活動を行っていきたいと思います。

農地に関する問題については、担当地区の農業委員にお気軽にご相談ください。

また、今回取材や編集に対し、ご支援、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

「農委だより」編集委員

